

名古屋市上下水道局管理規程第12号

名古屋市上下水道局契約規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第8条を次のように改める。

（随意契約ができる場合）

第8条 随意契約は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号から第9号までに掲げる場合のほか、予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が同令別表第1の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に掲げる額を超えない場合に行うことができる。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。